第8章 環境の保全及び創造の見地からの意見と事業者見解

- 8.1 方法書についての意見と事業者見解
 - 8.1.1 住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第9条第1項の規定に基づく、大阪・中之島プロジェクト環境影響評価方法書に対する、住民からの市長または事業者への意見書の提出はなかった。

8.1.2 市長意見及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第 10 条第 1 項の規定に基づく、大阪・中之島プロジェクト環境影響評価方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解(1)

市長意見	左の意見に対する事業者の見解
1.全体的事項	
(1)交通計画について	(1) 工事中における地下街の一部閉鎖に伴い、地上
地下街整備の工事計画の策定にあた	部の横断歩道付近での混雑が予想されることか
っては、地下街を通行する歩行者動線	ら、歩行者の安全を確保するとともに、適切に処
の確保について検討を行い、その基本	理されるよう、歩行者動線の考え方について検討
的な考え方を準備書に示すこと。	を行い、その基本的な考え方を準備書に記載しま
	した。
	工事期間中は、できる限り地下1階の渡辺橋駅
	~中之島地下街の連絡通路を確保し、地上部の中
	之島通りの横断を回避し地上交通への影響を回避
	する計画です。
(2)熱源計画について	(2) 事業計画地の東地区に導入することとなった地
・地域熱供給事業の内容や本事業との	域熱供給については、熱供給事業実施者と本事業
関係について準備書で明らかにする	との関係及びその内容について、準備書に記載し
とともに、地域熱供給の導入による	ました。また、大気質、騒音の予測においては、
効果及び影響を準備書に記載するこ	地域熱供給の導入を前提に予測するとともに、地
٤.	球環境においてはその導入の効果について予測・
・地域熱供給事業からの熱供給を受け	評価を行いました。
ることができなくなった場合は、改	さらに、地域熱供給施設の導入による河川環境
めて熱源計画を明らかにするととも	に対する影響については、地域熱供給事業者から
に、適切に予測・評価の見直しを行	提供された資料をもとに、流況等への影響につい
うこと。	ても、予測・評価を行いました。
	なお、今後、地域熱供給施設の導入を中止する
	ことになった場合には、改めて熱源計画を明らか
	にするとともに、適切に予測・評価の見直しを行
	います。
(3)環境影響評価項目等の選定について	(3) 地域熱供給施設の導入による河川環境に対する
熱源計画に導入するとしている地域	影響については、熱供給事業者から類似施設の状
熱供給事業の詳細内容を受けて、新た	況等を含めて影響は少ないとの説明を受けており
に必要とされる項目が生じた場合は適	ますが、地域熱供給施設の供用により影響が考え
切に追加すること。	られる水質・底質、水象、動物、植物、生態系に
	ついて、環境影響評価項目として追加し、地域熱
	供給事業者から提供された資料をもとに、予測・
	評価を行いました。

方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解(2)

市長意見	左の意見に対する事業者の見解
2 . 大気質	
(1) 解体工事前におけるサンプリング	(1) 事業計画地の既存建物については、これまでに
調査の実施などにより、アスベスト	アスベストの使用状況を把握するための建物調査
の使用状況を的確に把握したうえで	を行い、その結果、一部の箇所でアスベストの使
適正に対応すること。	用を確認しています。しかし、不明な箇所もある
211/1/10/00/00	ため、今後の法規制の動向も踏まえ、解体着手ま
	でに適切に調査・除去を実施します。また、解体
	にあたっては工事施工者に対し、その範囲を明確
	に指示するとともに、関係法令を遵守し、アスベ
	ストの飛散を防止します。
(2) 焼却施設の解体の際には、関係法	(2) 廃棄物焼却炉は、現在は使用されていません
令等に基づき周辺環境への影響に配	が、焼却炉・煙突等がダイオキシン類に汚染され
属し適正に実施すること。	ている可能性があることから、撤去時には、関係
思 ひ	法令を遵守し、解体工事における労働者のダイオ
	キシン類曝露防止を徹底するとともに、周辺環境
(の) 四方牧却からの影郷ナギ病してマ	への飛散防止にも十分配慮します。
(3) 既存施設からの影響を考慮して予	(3) 大気質の予測においては、バックグランド濃度
測・評価を行う場合は、その根拠を	(一般局における測定結果)には、現在の既存施
明らかにしたうえで行うこと。	設からの影響分が含まれますが、安全側の設定と
	して、既存施設の影響分は差し引かずに、予測を
	行いました。
	施設関係車両の影響(大気質、騒音、振動)の
	予測においては、事業計画に基づき、本事業によ
	って増加する車両の影響について予測しました。

市長意見

左の意見に対する事業者の見解

2 . 大気質

- (4) 施設の利用及び工事の実施による 影響の予測の際には、事業計画地の 周辺で行われる予定の事業による影 響についても可能な限り反映するよ う努めること。
- (4) 事業計画地の周辺で行われる予定の事業のうち、その影響の程度について把握できたものは、大阪市より提供を受けた周辺大型開発プロジェクトにより発生する車両の影響、及び事業計画地の西側で計画されている中之島3丁目共同開発(仮称)事業による影響(「中之島3丁目共同開発(仮称)環境影響評価書」に記載された予測結果)です。

このうち、周辺大型開発プロジェクトにより発生する車両の影響については、施設関係車両の走行による影響の予測において、一般車両の増加として考慮しました。中之島 3 丁目共同開発(仮称)事業による影響については、以下の理由から、本事業による影響の予測結果に反映する必要はないと判断しました。

- ・施設の供用による影響については、本事業計画地 周辺の住居地(事業計画地の南西側)における着 地濃度は環境濃度の誤差のレベルであること。
- ・施設関係車両の走行による影響については、上記 の周辺大型開発プロジェクトによる影響に含まれること
- ・建設機械の稼働による影響については、本事業計画地周辺の住居地(事業計画地の南西側)における着地濃度は、最大の場合でも窒素酸化物で0.001ppm 程度、浮遊粒子状物質で環境濃度の誤差のレベルであり、また工事最盛期は両事業で必ずしも一致しないと考えられること。
- ・工事関係車両の走行による影響については、本事業の影響予測の前提とした一般車両交通量調査実施時点では、中之島3丁目共同開発(仮称)事業に係る工事が実施中であったこと、また工事最盛期は両事業で必ずしも一致しないと考えられること。
- (5) 施設の供用及び工事の実施による 寄与濃度の最大着地濃度地点につい ては、可能な限り将来の土地利用状 況を考慮し、住居地等の配置を明ら かにしたうえで適切に設定するこ と。
- (5) 事業計画地近傍の住宅地等の配置の状況について、既存資料調査及び現地踏査を行い、その結果を準備書に記載しました。また、住宅地等の配置及び土地利用状況を考慮し、施設の供用及び工事の実施による寄与濃度の最大着地濃度地点として、事業計画地南西の住居地を設定しました。

方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解(4)

市長意見	左の意見に対する事業者の見解
3.地下水・土壌	
地下掘削など土地の改変内容を踏まえた土壌調査の計画を準備書に示したうえで、適切に予測評価を行うこと。	「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(以下、府条例)に準拠した土地の利用履歴調査を実施し、有害物質使用特定施設等の設置状況及び管理有害物質の使用履歴の観点から、事業計画地における地下水汚染及び土壌汚染の可能性の有無について検討を行いました。 次に、その検討結果、本事業の工事計画及び府条例に基づく土壌汚染対策制度の内容を踏まえて、現行の府条例に基づく、土壌汚染状況調査計画をもとに、予測評価を行いました。
4.地盤沈下	100 3 Mari III 0 130 00 0 100
地下水の利用計画について準備書に示したうえで、地下水利用量を踏まえて適切な予測評価手法を検討すること。 5.廃棄物・残土 (1)廃棄物の予測にあたっては、発生抑制や再生利用等の方策を明らかにするとともにその効果を量的に示すこと。	本事業による地下水の利用計画について準備書に記載しました。また、将来の地下水利用量が、平成 18 年度、19 年度の利用実績と同程度でした。 (1) 施設の利用に伴う廃棄物の予測では、これまでの発生抑制及では、取り量にがある。 (1) 施設の利用に伴う廃棄物の予測では、取り量にがあり、現時に変更を行いをできまた。ののでは、でのが、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、の
(2) 既設の廃棄物焼却施設の解体並び に処理・処分については、関係法令 等を踏まえダイオキシン類対策の観 点から講じる措置について十分検討 を行い、その内容を準備書に記載す ること。	(2) 廃棄物焼却炉は、現在は使用されていませんが、焼却炉・煙突等がダイオキシン類に汚染されている可能性があることから、関係法令を遵守し、廃棄物焼却炉の撤去を行うとともに、発生する廃棄物等についても適切に処理・処分を行います。

市長意見

左の意見に対する事業者の見解

5 . 廃棄物・残土

- (3) 評価にあたっては、最新の法令及び既存の法令の見直し等を踏まえたうえでリサイクル率等の目標を設定し、適切に行うこと。
- (3) 施設の利用に伴う廃棄物の予測評価では、これまでの廃棄物の発生抑制及び再生利用等の取り組みを前提に、現時点で想定されるリサイクル量について平成 18 年度の朝日新聞ビル及び新朝日ビルの実績から、種類別の廃棄物排出量の予測を行い、その結果と本事業における一般廃棄物に対する取り組み内容を踏まえて、評価を行いました。

次に、工事の実施に伴う廃棄物の予測評価では、できる限り最新の中間処理業者の実績値や大阪府の指針をもとにリサイクル率を設定し、廃棄物の発生量、リサイクル量について予測を行い、その結果と廃棄物のリサイクル方策を踏まえて、評価を行いました。

なお、今後も関係法令等の動向に注目し、本事 業による廃棄物の影響がさらに低減されるよう検 討を行います。

- (4) 建設工事段階で掘削・搬出する残 土及び汚泥の発生量・リサイクル 量・処分量については、リサイク ル・処分の方法とともに、準備書に 記載すること。
- (4) 建設工事により発生する残土及び汚泥については、工事計画をもとに発生量を予測しました。

なお、リサイクル量及び処分量については、事業計画地における土壌の性状が現時点では不明であり予測できないことから、準備書には、記載しておりません。しかし、土壌の性状に特に問題がない場合には、植栽マウンドとしての有効利用や、改良土として道路路盤材、盛土材等としてできる限り有効利用を検討します。

6.地球環境

温室効果ガス排出量の抑制方策が明確になるよう、事業計画も考慮したうえで、施設の特徴及び最新の政策を踏まえて、予測・評価を行うこと。

事業計画地は、都市再生緊急整備地域のうちの「大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域」及び都市再生本部の選定した「地球温暖化対策・ヒートアイランド対策モデル地域」に含まれていることから、地域整備方針に沿って、河川水を利用した地域熱供給施設の導入や建物の外周部の熱負荷削減対策等を考慮し、二酸化炭素排出量を予測し、標準的な施設や既存施設との比較を行い評価しました。

今後、実施設計を進めるにあたり、建築物総合環境性能評価システム(CASBEE新築)のランクA以上を目指すこととしています。

8.2 準備書についての意見と事業者の見解

8.2.1 住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第 17 条第 1 項の規定に基づく、大阪・中之島プロジェクト環境影響評価準備書に対する、住民からの市長または事業者への意見書の提出はなかった。

8.2.2 市長意見及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第 20 条第 1 項の規定に基づく、大阪・中之島プロジェクト環境影響評価準備書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

準備書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解(1)

市長意見

左の意見に対する事業者の見解

1.大気質

1 建設機械等の稼動による影響については、今後の詳細な工事計画策定において排出量抑制に努めるとともに、工事の実施にあたっては更なる配慮を行うこと。

今後の詳細な工事計画策定においては、さらに 排出量が抑制できるよう以下のような配慮を行い ます。

- ・工事の平準化に配慮し、同時稼動をできる限 り回避する等、建設機械等からの排出ガスに よる周辺環境への影響を軽減するよう努め る。
- ・工法の選定等により、建設機械等の効率的な 稼動に努める。

また、工事の実施にあたっては、周辺地域に対する影響を軽減するため、可能な限り最新の公害防止技術や工法等を採用し、低公害型機材を使用します。さらに建設資機材等の運搬にあたっては、車両通行ルートの適切な選定、通行時間帯の配慮、輸送効率の向上、運転者への適正走行の周知徹底、工事関係車両の運行管理等により周辺環境に配慮します。

2 事後調査により、建設機械や工事敷 地内における工事関係車両の稼働状況 を的確に把握し、予測値を可能な限り 下回るよう稼動調整などの適切な工事 管理を行うこと。 (評価書 178 頁、473 頁、474 頁)

工事中は、建設機械や工事関係車両の稼働状況等を把握し、適切な工事管理を行います。なお、 万一問題が発生した場合には、関係機関と協議の うえ、適切な対策等を検討・実施します。

(評価書 178 頁、473 頁、474 頁)

準備書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解(2)

2.騒音、振動

建設工事に関する事後調査については、夜間工事の実施の有無にも配慮し、周辺の住居等の存在を踏まえ、地点、時期及び頻度について適切に設定すること。

事業計画地周辺には住居等も存在していることから、夜間工事を実施する場合には、周辺環境に配慮し、夜間工事の実施内容及び周辺の住居等の存在を踏まえ、適切な地点、時期及び頻度で事後調査を行います。

なお、事後調査により、問題が確認された場合には、関係機関と協議のうえ、適切な対策等を検討・実施します。

(評価書 474 頁、475 頁)

3.廃棄物・残土

施設の利用にあたっては、廃棄物の減量化、再資源化をより一層推進するため、ごみ減量や分別排出などについて入居テナントに対する周知・指導を継続的に行うこと。

施設の利用にあたっては、廃棄物の減量化、再 資源化をより一層推進するため、これまで実施し てきたリサイクルボックスの設置及び蛍光灯のリース化等を推進し、ごみ減量化とリサイクル推進 に努めます。さらに、入居テナント室内へのリサイクルボックスの設置や啓発文書の配布等を行い、ごみ減量や分別排出などの周知・指導を継続的に行います。

(評価書381頁、476頁)

4. 地球環境

西地区については、可能な限り温室 効果ガスの排出抑制につながる施設計 画とすること。 西地区についても、東地区に導入した熱供給の 実績、または環境に配慮した新技術による熱供給 提案などの内容も見極めながら、さらなる温室効 果ガスの排出抑制につながるような施設計画を検 討していきます。

(評価書 21 頁、402 頁、476 頁)

5 . 水質、水象、動物、植物、生態系

事業の実施にあたっては、熱供給事業の実施に伴う河川環境への影響を極力低減するよう、熱供給事業者と連携して環境保全に努めること。

熱供給事業者において行われた予測評価の結果をもとに、熱供給事業による河川環境への影響は軽微であると判断していますが、事業の実施にあたっては、ホールでの公演スケジュールを事前に熱供給事業者に報告するなど、効率的な熱供給予ラントの運転を行い、河川環境への影響をできる限り低減できるよう、熱供給事業者と連携を図り環境保全に努めます。

(評価書 205 頁、422 頁、428 頁、430 頁、434 頁)